広報 FUKAURA
ふかうら
No.489
発行／青森県深浦町　編集／総合戦略課

ツキノワグマの出没に注意しましょう

春以降、住宅地など身近でのツキノワグマの目撃が増加しています。また、今秋は主要な餌となるブナの実が「大凶作」と予想されていることから、食べ物を求め、住宅地に出没するツキノワグマの目撃増加が懸念されます。

山菜採りやレジャーで山林に入る際や農作業など屋外で作業を行う際は、次の事項に留意し、十分な対策を講じるようお願いします。

○必ず２人以上で音を出しながら行動し、単独で山には入らないこと。

○食べ残しや食べ物の容器等を野外に置かないこと。

○野菜や果実などの収穫残さは、適切に処理すること。

○夜間や早朝の外出に気を付けるとともに、危ない場所には近づかないこと。

クマを寄せ付けない対策を積極的に行い、被害を未然に防ぎましょう。

◆放任果樹について

柿など収穫しないで放置している「放任果樹」は、クマを誘引する要因となります。

特に、住宅地にある放任果樹は、人身被害をもたらす危険性がありますので、伐採されるようお願いします。なお、伐採が困難な状況にある方は、町による伐採も可能ですので、いつでも農林水産課までご連絡ください。

◆クマを目撃したときの対応

農林水産課までご連絡ください。又聞きによる情報の錯綜を防ぐため、できるだけ代理ではなく、目撃した方が直接連絡をお願いします。（夜間、住宅地での出没など、緊急の場合は警察へ）

□問合せ先
農林水産課
TEL 74-4411

深浦町へ移住された方々の意見交換会を開催します

移住者の方の声を直接聞くことで地域の魅力や課題の把握を行い、今後の地域づくりや支援策につなげるために開催いたします。

政策支援の他、移住者同士の交流促進にもつながる機会となりますのでぜひご参加ください。

◆日　時
9月16日（火）18時～20時

◆場　所
深浦町町民文化ホール

◆対象者
深浦町へ移住された方

◆内　容
生活支援、就業・経済活動、地域コミュニティとの交流、住宅・居住環境など

◆参加費　無　料

◆募集人数　10名程度

◆申込方法
総合戦略課に直接電話で申し込みいただくか、二次元コードからお申し込みください。

申込はこちらから▼

◆申込期限　9月10日（水）

□申込・問合せ先
総合戦略課　地域政策係
TEL 74-2122

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の福祉を増進する福祉制度です。

手当の支給は、所得による支給制限があります。手当を請求する方（父、母又は養育者）もしくは、扶養義務者の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当の全部又は一部を支給しません。

★児童扶養手当

◆支給対象

手当を受けることができる方は、次の条件のいずれかにあてはまる18歳以下の児童を養育している方（父母、又は父母に代って児童を養育している方）です。（児童が政令で定める障害の状態にあるときは20歳まで）

・父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童

・父又は母が死亡した児童

・父又は母が政令で定める程度の障害状態にある児童

・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※この他の支給要件もあります。

◆次の場合は支給されません

・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所したりしているとき

・児童や、父、母又は養育者が日本国内に住んでいないとき

・父、母が婚姻している時（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情ある場合も含みます）

・児童が父（母）と生計を同じくしているとき（母（父）に養育されている場合）

◆手当額月額（令和7年4月～）

○1人の場合

・全部支給　46，690円

・一部支給　46，680円～11，010円

○2人以降の場合

・全部支給

1人につき11，030円加算

・一部支給　11，020円～5，520円

◆支給回数

2か月分ずつ年6回支給（1、3、5、7、9、11月にそれぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます）

★特別児童扶養手当

◆支給対象

国内に住所があり、精神又は身体に中度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する父又は母、もしくは父母に代わって養育している方に支給します。

○特別児童扶養手当1級

・身体障害者手帳のおおむね1級

・2級程度に該当するもの（内部的疾患を含む）

・療育手帳の判定がA程度の知的障害者、又は同程度の精神障害がある場合

○特別児童扶養手当2級

・身体障害者手帳のおおむね3級程度に該当するもの（内部的疾患を含む）

・療育手帳の判定がB程度の知的障害者、又は同程度の精神障害がある場合

◆次の場合は支給されません

・児童福祉施設等に入所しているとき

・児童が障害を理由とする公的年金を受けることができるとき

◆手当額月額

（令和7年4月～／1人当たり）

・1級（重度）　56，800円

・2級（中度）　37，830円

□問合せ先

福祉課　子育て支援係

TEL　74-2117

農業者年金に加入しませんか

年間60日以上農業に従事する60歳未満の国民年金加入者の方ならどなたでも加入できる年金です。自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積み立て方式・確定拠出型ですので非常に安定的な年金です。保険料は経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

加入を希望される方は、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局またはJAまでご相談ください。

□問合せ先

農業委員会

TEL　74-4420

個人事業税の納付について

個人事業税は、物品販売業、請負業、不動産貸付業、医業、理容業などの一定の事業を営む個人の方に、原則として前年中の事業の所得をもとに課税される県の税金です。県税事務所から送付される納税通知書により、8月と11月の二期に分けて納めていただきます。

今年度の第一期分の納期限は9月1日（月）です。納期限までに、お近くのコンビニエンスストアや金融機関、「地方税お支払サイト」等で納付してください。詳しくは、県ホームページ「納税方法」のページをご覧ください。

県HPはこちらから▼

□問合せ先
青森県西北県税事務所課税課
TEL 0173-34-2111
（内線208）

農業情報を入手して災害に備えましょう

農業に関する情報をパソコンやスマートフォンにメール配信しています。

本配信では、台風や大雨などの自然災害にあらかじめ備えることを目的として、悪天候が予想される都度「臨時農業生産情報」を配信しています。

臨時農業生産情報以外にも高温対策や病害虫防除など農業に役立つ情報（水稲・野菜・畜産関連の情報や農業経営に関する情報など）を入手できます。

また、本配信は青森県農業情報サイト「農なび青森」のメールマガジンを登録（無料）することで簡単に受けることができますので、ぜひ登録してください。

（農業情報配信サイトURL）
https://www.nounavi-aomori.jp

サイトはこちらから▼

登録の仕方が分からない方は、左記までお問い合わせください。

□問合せ先
青森県農林水産部構造政策課
担い手育成グループ
TEL 017-734-9463
深浦町農林水産課
TEL 74-4411

あおもり若者定着奨学金返還支援制度のお知らせ

大学等を卒業した若者（就職時35歳未満）が、6年間青森県内に住み、サポート企業で働き続けたとき、奨学金の返還を青森県と企業等とで支援する制度です。

※就職予定者・企業ともに事前登録が必要です。

◆対象企業等（サポート企業）

県内企業または勤務地を県内に限定した採用を行う県外企業（法人、団体、個人事業主）であって本制度に登録している企業等

◆支援対象者

・大学・短大等の卒業者で、就職時に35歳未満の方（出身地不問）
・「日本学生支援機構」、「青森県育英奨学会」の奨学金利用者
・青森県内で正規雇用されていない方

※県外にお住まいの方が、年度中途に就職する場合も対象となります。

◆支援額
（1人当たり支援上限額）

○大学等
150万円、100万円、60万円のいずれか
○短大等
75万円、50万円、30万円のいずれか

※認定時の返還残額の1／2が上限になります。

詳細は公式サイト「あおもり奨学金サポートサイト」（https://www.aomori-life.jp/syogakukin）をご確認ください。

サイトはこちらから▼

□問合せ先
青森県 若者定着還流促進課
TEL 017-734-9174

青森県農地情報サイトを活用しませんか

県内の売りたい・貸したい農地の情報をインターネットに掲載して、買いたい・借りたい人へ提供するサイトです。

登録された農地情報は、地図上や市町村名、地目等の条件検索により、絞り込み検索が可能となっています。

掲載を希望される方は、『「青森県農地情報サイト」掲載申出書』により農業委員会に申込みをしてください。

※掲載申出書は、農業委員会のほかに岩崎支所・大戸瀬支所にも用意してあります。

また、町ホームページからも取得可能です。

◆申出にあたっての留意事項

・「青森県農地情報サイト」は、所有者から掲載の了解が得られた農地を掲載します。

ただし、次の農地は掲載対象外となっています。

①遊休農地等（ただし、草刈りや耕起で再生が容易なもの又は一定の要件を満たすまとまった農地の中に存在する遊休農地は掲載可）

②樹園地の場合は、県又は市町村が放任園と判断した農地

③共有名義又は相続登記が完了していない農地で、次のいずれかに該当する農地

ア　売買を希望する場合において、共有者全員の同意を得ることができない又は相続登記を行うことができないもの

イ　貸借を希望する場合において、共有者又は相続人のうち過半数の同意を得ることができないもの

・当サイトへの掲載は、農地の売買・貸借を確約するものではありません。また、掲載してもすぐに相手方が見つかるとは限りません。

□問合せ先

農業委員会

TEL　74-4420

第50回記念深浦町民卓球大会　参加者募集！

◆日　時

小学生の部：11月8日（土）

一般の部：11月9日（日）

開館：8時、開会式：9時

◆場　所　深浦町民体育館

◆種　目

○小学生の部（個人戦）

①ホープス男子シングルス

②ホープス女子シングルス

③カブ男子シングルス

④カブ女子シングルス

⑤バンビ男子シングルス

⑥バンビ女子シングルス

○一般の部（団体戦及び個人戦）

①団体戦（1チーム3名、3シングルス、男女別無し）

②一般男子Aシングルス（中学・高校の卓球部員、社会人で技術の優れた者）

③一般女子Aシングルス（中学・高校の卓球部員、社会人で技術の優れた者）

④一般男女Bシングルス（②、③以外の社会人及び40歳以上の社会人）

※一般の部には、団体戦、個人戦ともに、小学生は参加できません。

※小学生の部、一般の部ともに、参加人数によっては、開催形式を変更する場合があります。

◆参加料

シングルス1名1，000円

団体戦1チーム1，000円。

※シングルスに関しては小中高校生無料。

※団体戦は年齢に限らず1チーム1，000円。

※参加料は当日現金でお支払いいただきます。

◆申込締切　9月19日（金）まで

◆申 込 先

メール　fukaurataakkyu@gmail.com

原則、申込みはメールのみとします。

申込みには専用の申込シートが必要です。広報誌には掲載しておりませんので、お手数ですが、申込シートをご希望の方は、所属と代表者名を明記の上、事務局までメールをお送りください。

メール確認後、事務局より申込シートを返信いたしますので、必要事項をご記入後、メールに添付して送信してください。

□問合せ先

深浦町卓球協会事務局　渋谷

TEL　080-6035-2592

こどもの人権相談 強化週間のお知らせ

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、いじめや家庭内における虐待等に悩むこどもたちの声を聴くため、専用相談電話やSNS専用の相談窓口、インターネット人権相談受付窓口を開設しています。その取り組みを強化するため、強化期間中は平日の受付時間を延長し、土・日曜日も相談を実施します。

相談は無料で、秘密は守ります。ひとりで悩まず、相談してください。

◆期　間

8月27日（水）～9月2日（火）

◆受付時間

○平日　8時30分～19時

○土日　10時～17時

◆相談方法

○専用相談電話

「子どもの人権110番」

TEL　0120（007）110

（通話無料）

○SNS専用相談窓口

「LINEじんけん相談」

@linejinkensoudan

なお、法務省ではインターネット人権相談受付窓口「子どもの人権SOS-eメール」も開設しています。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

□問合せ先

青森地方法務局人権擁護課

TEL　017-776-9024

あおもりの農山漁村 フォトコンテスト 作品を募集します

青森県の農林水産業を営む人々の豊かな表情や伝統的な文化・行事、四季を通じた農山漁村の風景などを写真で募集します。たくさんのご応募お待ちしております。

◆申込期限

10月31日（金）まで

◆応募方法

応募票（ホームページからダウンロード）に必要事項を記入の上、作品に添付し郵送またはメールでご応募ください。

詳細はこちらから▼

□応募・問合せ先

-農山漁村- 水循環保全学会

青森県土地改良事業団体連合会

水利整備部

〒030-0802

青森市本町二丁目6-19

TEL　017-723-2404

メール　kikaku-photo@aodoren.or.jp

ひきこもりVOICE STATION 全国キャラバンのお知らせ

それぞれの地域で活動するひきこもり経験者や家族、支援者などをアンバサダーに迎え、パネルディスカッションやワークショップを通じて、それぞれの立場からできる「誰もが生きやすい地域づくり」について考えていきます。

8～11月にかけて全国6都市（神奈川・高知・秋田・新潟・奈良・大分）で開催します。

◆開催スケジュール

8月23日（土）神奈川県横浜市

9月13日（土）高知県高知市

9月20日（土）秋田県秋田市

10月11日（土）新潟県新潟市

10月18日（土）奈良県奈良市

11月8日（土）大分県大分市

※13時～16時開催（開場12時30分）神奈川県会場のみ13時～16時45分

※1部のパネルディスカッションは、会場参加＋オンライン参加のハイブリッド形式

※2部のワークショップは、会場参加のみ

◆詳細・申込み方法等

厚生労働省ホームページまたは右記の二次元コードよりご確認ください。

HPはこちらから▼

□問合せ先

ひきこもりVOICE STATION事務局

TEL　03-6205-4644

（平日10時～18時）

深浦町職員採用試験のお知らせ（社会人枠）

【令和８年４月１日付け採用予定】
深浦町職員採用試験を次のとおり実施します。
なお、第一次試験は、**「ＳＰＩ３（総合適性検査）」**により実施します。

申込方法	受験申込書及び履歴書を９月１６日（火）までに提出してください。【必着】 ※写真は３ヶ月以内に撮影したもの
第一次試験	日　時　　１０月５日（日）　午前１０時～ （受付　午前９時３０分～午前９時４５分） 会　場　　深浦町役場　町民文化ホール ※ペーパーテスティングでの試験になります。
第二次試験	第一次試験合格者に後日、日時・場所等を通知します。 試験方法：作文及び個別面接試験

１　職種・採用予定人員及び受験資格

職　種	採用予定人員	受　験　資　格
一般行政職	若干名	①昭和 51 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者で高等学校卒業以上の学歴を有し、活字印刷文の出題に対応できる者 ②民間企業等における職務経験を令和 7 年 3 月 31 日現在で 5 年以上有する者

（注１）「民間企業等における職務経験」には、民間企業のほか、国、地方公共団体、各種法人や団体及び雇用関係が成立する組織、業務に従事していたことを証明できる自営業等も含みます。
（注２）「5 年以上」とは、それぞれの企業・団体等で週 30 時間以上の勤務を 1 年以上継続し、これらの経験が通算で 5 年以上であること。
（注３）勤務期間の計算は、月単位で行い、月の途中で就職又は退職したときは、その月は全て就業していたものとみなします。
（注４）二次試験合格後に職務経験を証明する書類を提出していただきます。その際、5 年以上の勤務期間が確認できない場合には、合格を取り消します。
※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。
ア　日本国籍を有しない者
イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
ウ　深浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

２　試験方法及び内容

試験種別	区　分	内　　容
第一次試験	ＳＰＩ３検査	ペーパーテスティング（マークシート方式） ①能力検査（言語・非言語）　②性格検査　　（110 分※） ※すべての検査時間を合計したものです。 　検査所要時間は受験者により異なります。
第二次試験	作文試験 面接試験	文章による表現力、思考力等の能力について評価 個人面接により、職務に必要な態度等について評価

３　試験日・会場等

試験種別	試験日	試験会場	合否の発表時期等
第一次試験	１０月　５日（日）	深浦町役場 町民文化ホール	１０月中旬頃に受験者全員に郵送にて通知（合格者に第二次試験案内）
第二次試験	１１月　３日（月） （予定）	深浦町役場 （予定）	１２月中旬（予定）までに第二次試験受験者全員に郵送にて通知

４　受験手続

１）提出書類

①受験申込書

②履歴書（写真付）

※提出書類は、深浦町ホームページからもダウンロードできます。

２）申込期限　　**９月１６日（火）まで【必着】**

３）提出先

〒０３８－２３２４　青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢８４－２

深浦町役場　総務課　行政係

電話　０１７３－７４－２１１１

※持参の場合は、平日：午前８時１５分から午後５時まで（土・日曜日、祝日を除く）

※郵送の場合は、封筒表面に「試験申込」と朱書きし、簡易書留で送付してください。

４）受験票について

９月２５日（木）に受験票を発送する予定としておりますが、９月３０日（火）までに届かない場合は、速やかに深浦町役場総務課行政係まで連絡してください。

５　合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

なお、採用の時期は、令和８年４月１日以降になります。また、最終合格者であっても、採用までに次の事項に該当した場合は、最終合格を取り消すことがあります。

１）採用試験の受験資格を有しないことが明らかになった場合

２）虚偽又は不正行為があったことが明らかになった場合

３）心身の故障のため、職員としてその職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかになった場合

４）職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合

５）地方公務員法に定める欠格条項に該当することとなった場合

６　給与・勤務条件等（令和７年４月１日現在）

１）初任給

行政職（高卒程度）　194,500 円

※職歴等により加算されます。昇給は原則として年１回行います。

※当町では、令和５年４月１日採用の職員から初任給基準を見直し、引き上げを行っております。

２）諸手当

６月、１２月に期末・勤勉手当が、１１月から３月までは寒冷地手当が支給されるほか、支給条件に応じて通勤手当等が支給されます。

３）勤務時間・休暇等

①勤務時間　原則として月曜日～金曜日　８時１５分～１７時

②休　　暇　年次有給休暇（年２０日　４月１日採用の場合は、採用の年に限り１５日）、病気休暇、特別休暇等

７　その他

１）この試験の問合せ先は、次のとおりです。

深浦町役場　総務課　行政係

電話　０１７３－７４－２１１１（内線 214）

２）お問い合わせの際は、必ず受験者本人がお問い合わせください。

３）個人情報の管理

登録された個人情報は適正に管理し、試験の実施にあたり必要と認められる情報は、十分に留意したうえで当該情報を業務委託先に提供します。なお、提出された書類等は一切返却いたしません。

□問合せ先　総務課　行政係　ＴＥＬ　７４－２１１１

集団健診を受診できなかった方へ
特定健診を受診しましょう

８月から特定健診の個別健診（町指定の医療機関で受ける健診）を実施します。

特定健診は、自覚症状がほとんどなく進行する**生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肝硬変など）のリスクを早期に発見し、予防・改善につなげるための健診**です。

集団健診を受診できなかった方は、健康状態の確認のために、ぜひ受診してください。

約１万円の検査を**無料で受けることができます。**

役場健康推進課への受診申込が必要です。

■対象者
- 今年度末に 40 歳以上の**国民健康保険加入者**
- **後期高齢者医療制度加入者**
- 今年度末に 40 歳以上の**生活保護受給者**

■実施期間　令和７年８月１日～令和８年２月２８日

■指定医療機関　・深浦診療所　・鰺ヶ沢病院（鰺ヶ沢町）・七ツ石内科（鰺ヶ沢町）

■健診内容
- 基本的な健診：問診、身体計測、血圧、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査
- 詳細な健診（医師の判断による）：貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査

■健診料金　**無　料**

■受診方法

①健康推進課へ申し込む

氏名、生年月日、住所、電話番号をお伝えください。

・電話　☎８２－０２８８　　・二次元コード

↓

②受診券等到着後、医療機関へ電話で予約する

↓

③受診する

持ち物：「受診券」、「質問票」、「マイナ保険証」（又は「資格確認書」）

※生活保護の方は「質問票」と「夜間・休日医療受給証」

↓

④健診結果が郵送されます

□問合せ先

健康推進課（深浦町保健センター（深浦診療所隣り））

ＴＥＬ　８２－０２８８

はじめての介護サービス～在宅介護サービス（前編）

介護が必要になったら高齢者を社会全体で支えるしくみが介護保険制度です

【ご相談ください】

深浦町役場福祉課	７４－２１１７
地域包括支援センター	７４－４４２１
社会福祉協議会	７４－３１１１
はまなす介護相談センター	８２－０５１５
サンタ園介護支援センター	７７－２０２０
在宅介護支援センターしらかみのさと	８４－３０２０

お近くの窓口までお越しください。電話での対応も行っております。

主な在宅介護サービスを紹介します

訪問型サービス

- 訪問介護（ヘルパー）
- 訪問看護
- 配食サービス
- 介護輸送

通所型サービス

- デイサービス
- デイケア（リハビリ）

訪問＋通い＋泊りの複合型

- 小規模多機能型居宅介護

住環境を整える

- 福祉用具レンタル
- 特定福祉用具の購入
- 住宅改修

宿泊型サービス

- ショートステイ

介護サービスを利用する場合は介護認定や、ケアプラン作成が必要になります。
詳しくはお近くの相談窓口にお問合せください。

※ 次回は後編　「あなたも利用できる訪問看護」についてお知らせします。

□問合せ先
地域包括支援センター　　ＴＥＬ　７４－４４２１